

オブジェクト識別子に係る推奨通信方式

平成二年十二月六日郵政省告示第七百二十九号
改正 平成十三年三月二十七日総務省告示第百六十五号

第一 目的

この通信方式は、多様な情報構造を複合化して扱う通信アプリケーションにおいて、情報構造を記述する基本技術として、オブジェクト識別子に係る推奨通信方式を定めることにより、その普及を促進し、もって国民の利益の増進に寄与することを目的とする。

第二 定義

- 1 この通信方式において「オブジェクト識別子」とは、情報オブジェクト（通信において識別が必要な各種の情報をいう。）相互の識別を行うため、情報オブジェクトに関連付けられた値をいう。
- 2 この通信方式において「推奨通信方式」とは、電気通信の一体的かつ効率的な運用を確保するため、一般の利用に供することが望ましい電気通信の方式であって、総務大臣が定めるものをいう。

第三 オブジェクト識別子に係る推奨通信方式

オブジェクト識別子に係る推奨通信方式は、次のとおりとする。

1 適用範囲

この通信方式は、抽象構文記法 1（ASN.1）に関する国際電気通信連合電気通信標準化部門勧告（以下「ITU-T 勧告」という。）X.680、X.681、X.682、X.683、X.690 及び X.691 におけるオブジェクト識別子の規定に従い、オブジェクト識別子の構成において、{itu-t(0) administration(2) 440} で識別される節点の下に弧をもつ日本国内のオブジェクト識別子の構成等に関する一般的事項を定める。

2 定義

（1）国内標準

日本国内において、標準化機関が共通に定める通信関連の標準的な情報オブジェクト（国際的に規定されているものを除く。）の集まりをいう。

（2）組織

法規（商業登記法及び民法（法人登記規則及び特殊法人登記例））による法人、及び同一の目的をもつ法人又は個人の集まりである団体をいう。国の機関、地方公共団体を含む。

3 オブジェクト識別子の構成

オブジェクト識別子の構成は、別図に示すオブジェクト識別子木により表現される木構造をもつ。オブジェクト識別子木構造は、根、節点及び弧から構成される。根はITU-T 勧告 X.680、X.681、X.682、X.683 に対応し、節点はその節点からの弧を指定する責任をもつ機関等に対応する。木のそれぞれの弧には、オブジェクト識別子構成要素が付けられる。識別される情報オブジェクトには、それぞれただ一つの節点が指定され、同じ節点には他の情報オブジェクトは指定されない。したがって、情報オブジェクトは、

根からその情報オブジェクトに割り当てられた節点までの経路中の弧に付けられた一連のオブジェクト識別子構成要素の並びによって、一意に識別される。

4 オブジェクト識別子構成要素値

(1) レベル1、2及び3のオブジェクト識別子構成要素値

レベル1、2及び3のオブジェクト識別子構成要素値は、ITU-T勧告X.680、X.681、X.682、X.683及びX.121に従い、次のとおりとする。ただし、レベルは、根からその節点までの弧の数をいう。

レベル	オブジェクト識別子構成要素値	
	数字形式	名前形式
1	0	itu-t
2	2	administration
3	4 4 0	

(2) レベル4のオブジェクト識別子構成要素値

レベル4のオブジェクト識別子構成要素値は、次の登録区分に従うものとする。

	登録区分
国内標準	0 ~ 9 9 9 9
組織	1 0 0 0 0 0 ~ 1 6 0 9 9 9 9 9
将来の拡張のために確保	1 0 0 0 0 ~ 9 9 9 9 9

ア 国内標準に関するオブジェクト識別子構成要素値

国内標準に関するオブジェクト識別子構成要素値は、国内標準の種別ごとに指定することとし、指定に必要な手続きについては、別途告示する。

イ 組織に関するオブジェクト識別子構成要素値

組織に関するオブジェクト識別子構成要素値は、次に示す登録区分にしたがって指定された組織登録番号に1 0 0 0 0 0を加えた値とする。指定に必要な手続き又は具体的な値については、別途告示する。

対象とする組織	登録区分
国の機関	0 ~ 9 9 9
地方公共団体	1 0 0 0 ~ 4 7 9 9 9
右記以外の組織	1 0 0 0 0 0 ~ 1 5 9 9 9 9 9 9
将来の拡張のために確保	4 8 0 0 0 ~ 9 9 9 9 9

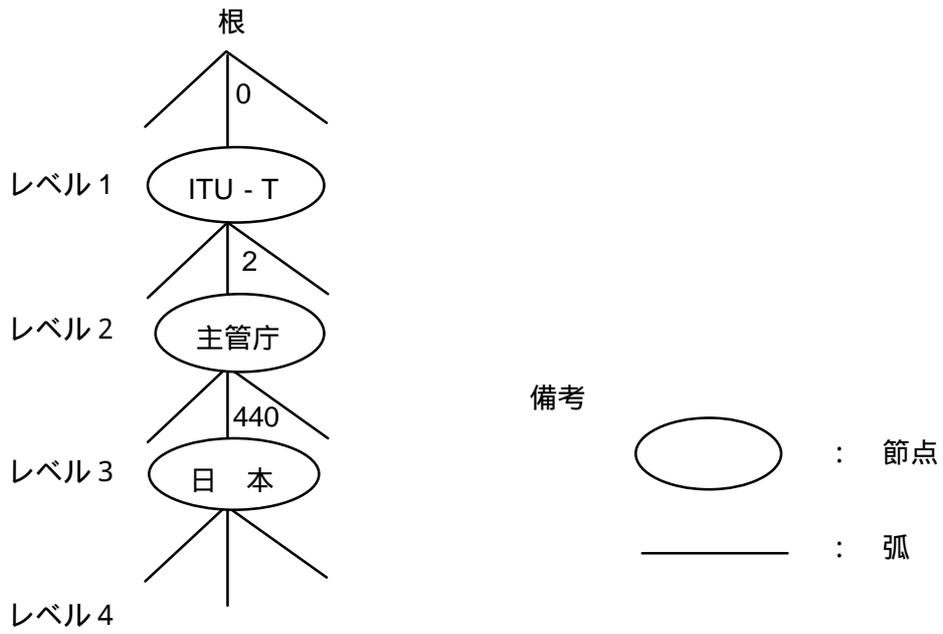
(3) レベル5以降のオブジェクト識別子構成要素値

レベル5以下のオブジェクト識別子構成要素値は、レベル4のオブジェクト識別子構成要素の指定を受けた標準化機関又は組織が指定するものとし、レベル5以降のオブジェクト識別子構成要素についてはこの通信方式では規定しない。

5 オブジェクト識別子の符号化

指定されたオブジェクト識別子の符号化については、ITU-T勧告X.690及びX.691に従うものとする。

別図 オブジェクト識別子の木構造



(改正の経緯)

改正 平成十三年三月二十七日総務省告示第百六十五号